

(様式2)

地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の14第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月20日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

- 1 契約の概要
新羽車両基地剥落対策工事
- 2 履行（納品）場所
港北区北新横浜一丁目12番地1
- 3 契約日
令和5年2月22日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年2月22日から令和6年6月28日まで
- 5 契約金額
¥14,718,000.-（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,338,000.-）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
馬淵建設株式会社
代表取締役 馬淵 圭雄
横浜市南区花之木町2丁目26番地
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
新羽車両基地1階、賃借範囲において、天井の躯体目地材が落下しました。躯体目地材の落下により賃借利用への被害が生じる恐れがあるため、緊急に躯体目地材のある箇所の剥落対策工事を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

本工事の実施にあたっては、(1) 土木工事の実績があること、(2) 不測の事態に緊急対応可能であることが施工業者選定条件となります。馬淵建設株式会社は、総合建設業者で構成される業界団体の一般社団法人日本建設業連合会に所属し、さらに当局と災害協力事業者の登録をしているとともに、当該箇所を熟知していることから、上記の条件を満たす契約相手と判断されるため、当該業者と契約を締結しました。

9 所管課

交通局工務部施設課